

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成29年4月5日（水） 午後3時～午後3時56分					
②	会 場	総合福祉センター 4階多目的ホール					
③	出席委員						
		2	白 居 裕	3	尾 山 満 則	4	台 越 正 洋
5	松 本 強	6	菊 地 正 夫	7	幸 野 登 吉	8	上 田 健 二
9	矢 野 正 祥			11	沖 田 辰 夫		
13	宮 浦 実	14	矢 野 吉 信	15	松 長 清 雄	16	橋 本 英 司
17	小 川 健	18	水 本 福 泉	19	丸 井 幸 造	20	山 本 多 喜 男
21	垣 見 正 志	22	西 内 清 信	23	大 本 昭 裕	24	武 知 明
25	堀 井 一 男	26	富 永 眞 二	27	坂 幹 幸		
29	竹 林 均	30	土 居 敏			32	上 田 栄 一
33	西 野 洋 一	34	吉 岡 きみ子			36	城 本 豊 子
37	上 川 千代香						
④	欠 席 委 員	1	菊 地 定 邦	10	山 首 憲 市	12	石 岡 猶 一
		28	淺 野 誠 司	31	永 見 計 夫	35	川 本 由 紀 美
⑤	遅 刻 委 員						
⑥	事 務 局	木藤事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		武田主査（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	篠原課長		井上課長補佐		松田主事	
⑧	会 議 の 内 容	議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第27号 非農地証明について					
		議案第28号 大洲市農業委員会運営委員会規程の一部改正について					
		議案第29号 大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更に ついて					
		議案第30号 農用地利用集積計画の決定について					

事務局（局長）	只今から平成29年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は37名中31名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、1番 菊地定邦委員並びに10番 山首憲市委員並びに12番 石岡猶一委員並びに28番 浅野誠司委員並びに31番 永見計夫委員並びに35番 川本由紀美委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、32番 上田栄一委員並びに33番 西野洋一委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の武田主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、東大洲の土地、田3筆・3, 467㎡、畑2筆・3, 222㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻及び施設野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人夫婦及び子が年間を通して従事しています。</p> <p>2番、徳森字野久保の土地、田2筆・1, 328㎡は売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人本人及び両親が必要な期間従事しています。</p> <p>3番、松尾の土地、畑1筆・131㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、季節野菜の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人及び母が年間を通して従事しています。</p> <p>4番、松尾の土地、畑1筆・461㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人及び両親が年間を通して従事しています。</p> <p>5番、喜多山の土地、畑1筆・457㎡は贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、果樹の栽培を計画しています。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事しています。</p> <p>以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告

を受けたいと思います。1番。

2番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

当案件は、親子間による贈与での所有権移転になります。

申請地は、東大洲にある衣服製造会社の南側と東側にある田3筆と、若宮にある家電量販店の東側にある畑2筆になり、現在も良好に耕作されています。

譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、特に問題はないものと思われまます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、2番。

4番

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

売買による所有権移転で、申請地は、松ヶ花交差点の南東約400mにある田2筆になります。

譲受人は申請地の近くに住まれ、年間を通して必要な期間、農業に従事されています。また、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われまます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われまます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続きまして、3番、4番。

7番

3番案件について、ご説明いたします。議案説明資料3ページをご覧ください。

売買による所有権移転になります。

申請地は、元の南久米小学校の南約50mにある畑1筆になります。

譲受人は現在西予市野村町に住まわれておりますが、今回申請地の隣の住宅を購入され、転居する予定になっております。そこで、その住宅に附属する農地を合わせて購入することになります。

譲受人は西予市で大規模に農業を経営されておりますが、これまでに耕作管理に関する問題は生じてないとのことでした。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はなく、第7号関係の「地域調和」につきましても、現状を引き継いで野菜を栽培する予定であることから、特に問題はないものと思われまます。

続いて4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

	<p>こちらも売買による所有権移転になります。</p> <p>申請地は、元の南久米小学校の南東約300mにある畑1筆になります。</p> <p>現在は遊休化している農地ですが、隣接する農地を所有する譲受人が耕起して、果樹を植えつける予定にしております。</p> <p>譲受人は、年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	続きまして、5番。
15番	<p>5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。</p> <p>5番案件は贈与による所有権移転となります。</p> <p>申請地は、JR五十崎駅の北に約100メートルにある畑になります。</p> <p>譲渡人は、現在、千葉県に在住しており、耕作できないことから、農地の処分を検討していたところ、譲受人が規模拡大のため取得したいとのことで今回の申請に至っております。</p> <p>譲受人は、伊予市に住民票はありますが、新谷に実家があり、年間を通して必要な期間、農業に従事しており、所有権移転後の管理に不安はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないため、特に問題はないものと思われます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議 長 (会長)	只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
2番	3番案件について土地の値段が安いように思えますが、間違いありませんか。
事務局 (専門員兼農政係)	間違いありません。
2番	分かりました。
議 長 (会長)	他にご質疑はありませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。

次に、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
（主査兼農地係）

失礼いたします。

議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の6ページから14ページを併せてご覧ください。

1番、平野町野田の土地1筆です。

申請地は、山間部の農地で、鳥獣被害も著しく、また、申請人も高齢であり、他に耕作を希望する者もないことからヒノキを植林するものです。

本案件につきましては、今年1月の第1回定例総会におきまして農用地区域除外についてご審議いただきました案件で、農振法11条公告がなされています。

除外後の農地区分につきましては、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料6ページをご確認いただけたらと思います。

2番、菅田町菅田の土地1筆です。

申請人が居住している住宅の老朽化が著しいため、自己所有地である当申請地を利用して自己住宅の建て替えを行うものです。

申請地は、大洲市内の中心部から東に約5.1kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、昭和52年に住宅の建て替えを行われており、このことにつきましては、是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料10ページをご確認いただけたらと思います。

以上、2件です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

5番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の6ページから9ページをご覧ください。

本件につきましては、今年1月に開催されました第1回定例総会の「議案第8号農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件でございます。調査の結果、第1回定例総会において説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりません。特に今回の申請地は、冬柿の栽培をされておりましたので、山の中でイノシシのえさ場となっておりますことから、植林をして管理されることは調査報告書記載のとおり問題ないものと考えております。

また、周辺農地への影響につきましては、山林に囲まれておりますし、

各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。
よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、2番。

8番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。
説明資料の10ページから14ページをお開きください。
まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。
次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われまます。
また、先程、事務局から説明がありましたように、すでに自己住宅として亡父が昭和52年に建築されており、40年程住まわれております。この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。
また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は、宅地に囲まれておりますし、各項目において適当と思われることから問題ないと考えます。
よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可は止むを得ないものであると考えます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定をいたしました。
次に、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。
議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書3ページ並びに別紙議案説明資料の15ページから24ページまでを併せてご覧ください。
1番、新谷の土地、2筆、642㎡の案件は、当社は、申請地の隣接地において老人介護施設を設置・経営しているが、施設利用の需要が増えていることから、施設増設を図るため、申請地を借り受けようとするものでございます。
農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、

生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、本案件は、本年第1回定例総会において農振地域からの除外案件としてご審議いただいたものでございます。

2番、春賀の土地、1,518㎡の案件は、当社事業の増加に伴い既存の資材置場が手狭で不便なことから、資材置場を増設するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

以上、2件でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

14番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の15ページから19ページを参考にしてください。

申請地は、16・17ページの位置図のとおり、松ヶ花交差点から南に約120mのところにある農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。

本案件は、事務局から説明がありましたように、本年第1回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり、問題ないと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議の程お願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

続きまして、2番。

16番

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の20ページから24ページを参考にしてください。

申請地は、21ページの位置図のとおり、いわゆる「春賀の一本杉」から北に約600mのところにある農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、問題ないと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、申請地の北側・南側・西側に農地がありますが、同意は得であるとのことですから、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議の程お願いいたします。以上でございます。

議 長 (会長)	只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議はございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長 (会長)	ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。 次に、議案第27号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	失礼いたします。 議案第27号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書4ページ並びに別紙議案説明資料の25ページから33ページまでを併せてご覧ください。 1番、喜多山の土地、105㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、祖父母が耕作管理していたが、高齢となり耕作放棄してから35年以上が経過しており、竹木が繁茂し復旧が著しく困難となったとのことでございます。 2番、肱川町予子林の土地、3筆、4,406㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、旧森林組合が苗木栽培を目的とし平成5年頃にクスノキを植林したが、販路の確保ができず放置されたまま、24年以上が経過し復旧が著しく困難となったとのことでございます。 3番、河辺町川上の土地、1,090㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。 申し出によりますと、申請地は、平成3年に後継者である長男が死亡し、止むを得ず植林を行ったが、25年以上が経過し復旧が著しく困難となったとのことでございます。 以上3件、5筆5,601㎡でございます。ご審議の程お願いいたします。
議 長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
15番	それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。 議案説明資料の25ページから27ページを参考にしてください。 申請地は、26ページの位置図のようにJR五十崎駅から北におよそ110mに存する農地です。 申請によりますと、申請地は、祖父母が耕作管理していたが高齢となり、耕作放棄後35年以上が経過し、竹木が繁茂し復旧が著しく困難と

	<p>なったとの申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況からみて、植林後少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、農地への復旧は、開墾と同程度の労力が必要であると思われませんが、そのための搬入路もないため復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、2番。</p>
事務局（次長）	<p>浅野委員さんには、現地調査をしていただき、本日もご報告頂く予定でございましたが、「インフルエンザの蔓延により、皆さんにご迷惑をおかけする訳にはいかず、欠席せざるを得なくなった」とのご連絡がございました。ご報告の原稿をお預かりしましたので、代読させていただきます。</p> <p>それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の28ページから30ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、29ページ的位置図のとおり、肱川町予子林の客神社から西ないし南西の方向、約150～300mに点在しています。</p> <p>申請によりますと、申請地は、旧肱川町森林組合が苗木栽培を目的とし、平成5年頃にクスノキを植栽したが、販路の確保ができず放置され、24年以上が経過し復旧は著しく困難となったとの申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況からみて植林後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、大型機械を使用するなど、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。以上でございます。</p>
議長（会長）	<p>続きまして、3番。</p>
29番	<p>それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。</p> <p>議案説明資料の31ページから33ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、32ページ的位置図のとおり、川上集会所から北におよそ200mのところにあります。</p> <p>申請によりますと、申請地は、平成3年に後継者である長男が死亡し、止むを得ず植林を行ったが、25年以上が経過し復旧が著しく困難となったとの申し出です。</p> <p>申請地は、現地調査による樹木の生育状況からみて植林後、少なくとも20年以上が経過していると推察することができ、また、農地への復旧には、大型機械を使用するなど、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められます。</p> <p>よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>

議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。 次に、議案第 28 号「大洲市農業委員会運営委員会規程の一部を改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局（次長）	<p>失礼いたします。 議案第 28 号「大洲市農業委員会運営委員会規程の一部改正について」ご説明申し上げます。 議案書 5・6 ページ並びに別紙議案説明資料の 34・35 ページを併せてご覧ください。 今回の改正は、本年 7 月の委員改選により、農地利用最適化推進委員さんが誕生することとなることから、それに合わせるため改正しようとするものでございます。 議案説明資料の新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっております。改正前の改正部分はアンダーライン、改正後のところは、赤字とアンダーラインで表示しております。 まず、第 3 条ですが、人員を 10 名以内から 12 名以内とし、農業委員さんに加え農地利用最適化推進委員さんからも選出できるようにするものです。合わせて文言等の修正もおこなっております。 35 ページの一番上をご覧ください。これまでは、委員長・副委員長さんをそれぞれ会長さん・代理さんへの充て職としておりましたが、今後は、運営委員さん同士の互選によるものにしようとするものです。 第 4 条は、運営委員さんの任期を規定しており、農業委員さんに加え、推進委員さんもその任期内にしようとするものです。 第 6 条は、その他の委員さんの出席について規定しているもので、運営委員さん以外の農業委員さんの出席を求めることに加え、推進委員さんにも主席を求めることができるようにするものです。 施行期日は、附則により「大洲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」の施行日に合わせることでございます。 説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>（質疑なし）</p>
議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この規程を一部改正することに、ご異議はありませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、規程を一部改正することに決定いたしました。 次に、議案第 29 号「大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の</p>

事務局
(専門員兼農政係)

変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

「議案第29号 大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の変更について」をご説明します。

議案書7ページ、併せて議案説明資料36ページをあわせてご覧ください。

当委員会では、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域整備計画に基づく農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に資することを目的とした大洲市農業委員会農地移動適正化あっせん基準を設けています。

この基準では、農用地区域内における農用地等の所有権移転、または使用及び収益を目的とする権利の設定等のあっせんを行うために必要な事項を定めています。

その一つである「農用地等の権利を取得させるべき者」に関する審査基準は、市が策定する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の指標に準じていますが、平成28年第8回定例総会でご審議いただきましたとおり、昨年見直しが行われています。

また前回（平成24年3月28日）の変更から5年が経過し、その中で農地法、農業委員会等の改正も行われ、呼称等の変更もありましたので、当該基準に定める事項のうち、構想の見直しと関連する事項の変更についてご審議をお願いするものです。

主な変更点ですが、まず、第2条第5項の規定にあった「農地保有合理化事業」が平成26年度から「農地中間管理事業」に変更されています。

第2条第7項に記載のある「農地所有適格法人」については昨年4月の農地法改正により、「農業生産法人」から呼称が変更されています。

また、農業委員会法の改正により、新たに「農地利用最適化推進委員」が新設されたことにより、あっせん委員の指定についても、農業委員から農地利用最適化推進委員に変更されております。呼称等の変更を考慮いたしまして今回あっせん基準の変更を見直しております。

基準の変更にあたっては、「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」により都道府県知事の認定が必要となるため、変更された基準の施行日は、県知事の認定のあった日としています。

なお、本日許可をいただきましたら、速やかに変更認定の申請に関する書類を県へ提出することを申し添えます。

説明は以上です。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この基準を変更することに、ご異議はありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、この基準についてを変更することに決定いたしました。

次に、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と

事務局
(専門員兼農政係)

いたします。

本件につきましては、〇〇委員、△△委員、□□委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員、△△委員、□□委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。議案書の12ページをご覧ください。

1番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

2番及び3番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

4番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を2年間設定しようとするものです。

13ページです。

5番及び6番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

14ページに続きます

7番 引き続き水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定しようとするものです。

8番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

9番 引き続き水稻・麦を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

15ページから16ページにかけての

10番、11番、12番 引き続き麦・大豆又は水稻・麦を栽培するため、賃借権を6年間設定しようとするものです。

16ページから17ページにかけての

13番 新たに農地を借り受けて、大豆又は水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

18ページです。

14番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を3年間設定しようとするものです。

15番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため賃借権を2年間設定しようとするものです。

16番 新たに農地を借り受けて、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。

17番 新たに農地を借り受けて、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定しようとするものです。

19ページです。

18番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、使用賃借権を10年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、18件・33筆、合計37,605㎡。

続いて、転貸の案件です。

議案書20ページをご覧ください。

先程利用権設定13番で説明しました農地について、裏作として借受人が役員を務める農事組合法人グリーンたいきに転貸するもので、11月から5月の期間において麦を栽培しようとするものです。

以上、転貸利用権設定、1件・1筆、866㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書 21 ページをご覧ください。

1 番は、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により東大洲の農地を取得しようとするものです。

以上、所有権移転・件筆数、1 件・2 筆、1, 367 m²です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議の程よろしくお願

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇委員、△△委員、□□委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。
